

◎議案第 33 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用
 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制
 定について

○議長（山本浩平君） 日程第 22、議案第 33 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第 33 号でございます。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長の教育委員として任期中においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前					改正後						
別表（第 2 条、第 4 条関係）					別表（第 2 条、第 4 条関係）						
職名			報酬		費用 弁償	職名			報酬		費用 弁償
			区分	金額					区 分	金額	
1	教育委員 会	委員長	月額	円 37,000	略	1	教育委 員会	委員	月 額	円 26,000	略
		委員		円 26,000							
以下 略					以下 略						

--	--

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 33 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。